

令和8年8月18日

各診療所開設者 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
健康危機管理課
医療政策課

令和9年度医療施設等施設整備・設備整備事業に係る事業計画について（照会）

本県の健康福祉行政の推進については、日ごろから御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、標記の補助事業について、来年度事業実施の参考にしたいので、貴開設診療所において整備計画がありましたら、各事業の担当課に事業計画書の様式等をお問い合わせの上、次のとおり御提出ください。

なお、計画書を御提出いただいた場合でも、予算上の制約等から、御希望に添えない場合がありますので御承知願います。

1 対象事業

別紙「対象事業一覧」のとおり

2 提出書類

(1) 施設整備（建物等の整備）

ア 事業計画書、事業費内訳書

イ 施設の配置図（全体図面）

ウ 各階の平面図（現行図面及び整備計画図面：対象区域を明示）

(2) 設備整備（医療機器等の整備）

ア 事業計画書

イ 事業費の根拠となる資料（見積書等）

ウ 設備のカタログ

3 提出先

「6 事業計画書の提出先・問い合わせ先」を参照し、提出先のメールアドレス宛に電子データで提出してください。

4 提出期限

令和8年10月9日（金）【必着】

※受理漏れを防ぐため、提出が完了したことを各事業の担当者に電話でご連絡ください。

5 注意事項

- (1) この照会は、各医療施設における整備計画を把握し、来年度の補助事業実施等の参考とするものであり、補助金の交付を確約するものではありません。

- (2) 補助金額の算定にあたっては、別紙「施設・設備整備事業の概要」を参照してください。
 なお、補助制度見直し等によって、今後、事業内容や補助率・単価等が変更される場合や事業そのものが廃止される可能性もあります。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。
- (4) 事業計画書の提出後は、計画内容の変更が原則認められないため、事前に関係機関（管轄保健所等）と協議の上、関係法令等に沿った計画としてください。
- (5) 補助事業は単年度会計のため、原則、令和9年度中に事業を完了する必要があります。
 ただし、大規模な施設整備等で、工事期間が複数年にわたることが明らかな場合は、事前に担当課に相談してください。
- (6) 事業への着手は、補助金交付を内示した後となります。事業の契約手続きについては、入札の実施など県の公共事業の扱いに準じていただきます。補助事業が不採択となった場合もその旨を連絡しますので、連絡を受ける前に事業着手しないでください。
- ※ 内示する時期は、例年6～7月頃の見込みですが、事業によって7月を過ぎる場合もありますので、特に留意してください。

6 事業計画書の提出先・問い合わせ先

事業分野		担当課・グループ		担当者	電話（ダイヤルイン）／メール
救急・災害医療		健康危機管理課	救急・災害医療体制 G	濱本	082-513-3054 fukikikan@pref.hiroshima.lg.jp
小児・周産期医療		医療政策課	医療支援 G	平良 佐藤	082-513-3062 fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp
へき地医療		医療政策課	医療施設 G	寺田	082-513-3056 fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp
その他全般	施設			山田	
	設備			渡辺 寺田	

7 広島県ホームページ

交付要綱、提出書類等は、広島県ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/2026iryoushisetu-hoijokin.html>

トップページ＞組織でさがす＞健康福祉局＞医療政策課＞令和9年度医療施設等施設整備・設備整備事業に係る事業計画について

別紙 対象事業一覧

①【医療提供体制 施設整備費交付金】

対象事業名		担当課
1	医療施設近代化施設整備事業	医療政策課
2	医療施設土砂災害防止施設整備事業	医療政策課 (その他医療機関)
3	地球温暖化対策施設整備事業	医療政策課
4	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	医療政策課 (その他医療機関)
5	医療施設浸水対策事業	医療政策課 (その他医療機関)

②【医療施設等 施設整備費補助金】

対象事業名		担当課
1	離島等患者宿泊施設施設整備事業	医療政策課
2	院内感染対策施設整備事業	医療政策課

③【医療提供体制 推進事業費補助金】

対象事業名		担当課
1	小児救急遠隔医療設備整備事業	医療政策課
2	災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	健康危機管理課
3	人工腎臓装置不足地域設備整備事業	医療政策課
4	内視鏡訓練施設設備整備事業	

④【医療施設等 設備整備費補助金】

対象事業名		担当課
1	へき地患者輸送車（艇）整備事業	医療政策課
2	へき地巡回診療車（船）整備事業	
3	へき地・離島診療支援システム設備整備事業	
4	離島等患者宿泊施設設備整備事業	
5	遠隔医療設備整備事業	